

独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度に係る保護者負担額に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号。以下「法」という。）第17条第4項本文（法附則第8条第2項の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づき、豊中市の設置する幼保連携型認定こども園に通う乳児及び幼児の保護者（以下「保護者」という。）から徴収する共済掛金の額（以下「保護者負担額」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(保護者負担額)

第2条 保護者負担額は、各年度につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 豊中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に係る費用の負担等に関する規則（平成27年条例規則第84号）第3条に定める支給認定子どもの区分のうち、月額0円となっている支給認定子ども1人当たり200円
- (2) 前号に掲げる支給認定子ども以外の子ども1人当たり0円

(保護者負担額の免除)

第3条 市長は、法第17条第4項に基づき、保護者等が次の各号のいずれかに該当する場合は、前条に定める額を免除することができる。

- (1) 豊中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に係る費用の負担等に関する規則（平成27年条例規則第84号）の別表第1及び別表第2に定める生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受ける世帯（以下「生活保護世帯等」という。）で定義される児童の属する世帯の階層区分第1階層
- (2) 前号に規定する児童の属する世帯の階層区分第1階層に準ずる程度に困窮していると市長が認める者。

(納入方法及び時期)

第4条 保護者は、前2条に定める保護者負担額を、各年度につき、市長が指定する日までに支給認定子どもが在籍する幼保連携型認定こども園に納めなければならない。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定めるものとする。

附則

この要綱は、令和4年12月28日から施行する。